

## 「食品衛生法に基づく登録検査機関」とは？

登録検査機関とは、食品衛生法に基づく登録要件をクリアした検査機関です。

厚生労働省に登録されることにより、都道府県知事や厚生労働大臣による検査命令を受諾することができます。

弊社では、平成18年（2006年）11月に登録検査機関として認められました。

（弊社は、細菌学的検査の登録を受けています。）

### ☑ 登録検査機関として実施可能な検査（業務規程の認可を受けた製品検査のみ対象）

- ・都道府県知事や厚生労働大臣による検査命令
- ・検疫所の収去食品等の試験事務の受託、モニタリング検査
- ・輸入食品の自主検査 他

### ☑ 登録を受けるための各種条件（食品衛生法第33条 細菌学的検査のみ抜粋）

- ・機械器具    ・検査員の資格    ・検査員の人数
- ・責任者の設置  
（製品検査部門責任者、検査区分責任者、信頼性確保部門責任者、信頼性確保部門責任者があらかじめ指定した者）
- ・各種標準作業書 および 製品検査に関する業務規程の作製（ともに厚生労働省の認可が必要）
- ・外部精度管理および内部精度管理の実施    ・信頼性確保部門による点検
- ・研修 および 講演への参加（検査部門、信頼性確保部門を対象）

### ☑ 登録検査機関には、厚生局による立入調査が毎年実施されます。

指摘事項については、改善と報告が義務付けられています。

### ☑ 5年毎に登録検査機関の更新審査があります。

検査内容、お見積りなど、お気軽に営業部までお問い合わせ下さい。



株式会社 東邦微生物病研究所

〒556-0001 大阪府大阪市浪速区下寺3-11-14

TEL：06-6648-7157 FAX：06-6636-9266

【営業時間】9：00～17：00（土曜・日曜・祝日除く）

東邦微生物

検索

<https://www.toholab.co.jp>

E-mail: [toholab@toholab.co.jp](mailto:toholab@toholab.co.jp)

